

でございまして、今までの議論、そういった手続を踏まえまして、総論・各論の全体にわたりましてご議論の整理を行っていただいております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。私から若干補足させていただきます。先ほど私が申し上げました、例えば労働、経済、財政、税制あるいは金融、産業、企業経営、こういう問題は、検討項目に直接挙がっておりませんが、それをここで直接の検討項目にするわけにはいきませんが、あくまでも我々はきちんとそういうものは勉強する中で、年金制度としての直接の検討項目はこういうものになるだろうと、そういう理解でございまして、抜けているわけではございません。

私は事務局に伺いたいのですが、社会保障審議会、要は親委員会との今後のこういった関連がどうなるのかということ。それから、若杉委員が座長を務めておられます資金運用関係の分科会、堀委員が座長を務めていらっしゃる年金数理部会、こちらとの連携なりは今後どのようにとっていくつもりなのか、その辺のところを、事務的なことですが、聞きたいと思います。

○ 福井総務課長

今、部会長からお尋ねがございました、第1点の社会保障審議会との関係でございますけれども、社会保障審議会は、今までのところ、年に数回ということで開催されているわけでございますけれども、本来、社会保障の年金、医療、介護、その他いろいろな分野を横断的に議論をする場ということで、今般の審議会改革の中で設置をされたということでございます。したがって、年金だけの議論ももちろんあるわけでございますけれども、今、申し上げた他の分野との関連、いろいろな意味での優先順位づけ、各制度間の位置関係と申しますか、こういったものをどうしていくのかというようなこともあるわけでございます。こういった点につきましては、社会保障審議会（親審議会）の事務局と具体的な話をしているわけではございませんけれども、今後この当部会におきまして、一定の議論といいますか、整理がなされれば、それを社会保障審議会（親審議会）にご報告申し上げ、今、私が申し上げましたような点についても、ご議論をいただく場面というものが出てくるのではないかと考えているところでございます。

それから、年金数理部会、年金資金運用分科会の関係でございますけれども、直接この年金の制度論、あるいは財政論といったものは、現時点では特に関連というわけではございませんが、年金資金運用分科会との関係で申しますと、例えば財政再計算の議論の前提といたしましては、公的年金の資金の運用、これの収益をどう見込んでいくのかというよ

うなことがあるわけでございますし、そういったこととの関連で、当部会でのご議論があるかと思っております。

それから、年金数理部会ということで申し上げます、これは現時点におきましては、各被用者年金の財政の検証ということで今までご議論を賜ってきているということでございます。将来に向けての財政的な問題といったようなことを議論するに当たりましては、年金数理部会における議論、決算の結果といたしますか、直近の状況につきまして、当部会において、私ども事務局の方で数字を出させていただいて、ご議論に供することになるかと考えているところでございます。以上です。

○ 宮島部会長

それでは、この進め方（たたき台）につきまして、検討項目、趣旨、若干スケジュールのことにつきまして、ご意見があれば、これも少し自由に今日伺っておきたいと思っております。どうぞ。

○ 向山委員

先ほど新人口推計の話がありましたように、非常に厳しい数値が出るわけございまして、そういったことを考えますと、推計値の結果だけをとらえますと、やはり国民の社会保障に対する不信というのはますます高まっていくものだろうと考えております。むしろ、そういった現状を、こうすればこうなるのだというようなことを少子化対策として、国を挙げて議論をしていく必要があるだろうという部分もこの検討項目に入っていますが、そういったものを今後十分議論をしていきたいと思っているのが1点。

それと、検討項目の中に、給付と負担の問題等が書いてあります。この部会では年金に関するテーマを中心に議論するわけですが、高齢化の進展に伴って医療や介護の給付と負担の問題も大きな課題であるだけに、年金の負担と給付の問題だけでなく、社会保障全体で負担と給付の問題も考えていく必要もあるだろうと思っております。

また、ここに社会保険料と税と書いてあるのですが、現行の社会保険方式を前提としての議論ではなくて、基礎年金の税方式化ということも含めて、社会保険方式と税方式、といった議論も含めて「社会保険料と税」という検討項目と整理されているのか、確認をしたいと思っております。

最後に要望したいことがあります。これまで年金については、5年に1回の改正をしてくれているのですが、その都度経過措置がとられていることから、制度の仕組みが非常に複雑でわかりづらくなっているのも事実でございます。そういった中では我々メンバーの共通の認識ということも必要かと思っておりますので、できれば、昭和60年改正以降、12年改正ま

での経過についても是非説明をお願いしたいと思っています。

○ 宮島部会長

少しまとめて、重複する論点が出てくる可能性もありますので、初めに一括して伺って
おいて、そして後で事務局、私の方から少し回答させていただきたいと思います。

○ 矢野委員

4点ほど申し上げておきたいと思います。まず最初に新しい人口推計に基づいて、前回の財政再計算についての変数を変えたシミュレーションをやるというお話ですが、それが今後の議論の出発点になると思っています。たとえ厳しい数字であっても、それが基にないと話が始まらないと思っておりますので期待しております。その場合に、これは言わなくてもがなだとは思いますが、賃金とか物価、利回り、そういった経済的要素が変わった場合にどうなるかというような検証もして提示していただければと思います。これが第1点です。

第2点は、部会長のお話で、今回の部会の今後の課題を論じていく場合に、幅広い経済社会の状況に対する見方というものについても認識しておくことが大事だとおっしゃったことは大変もったいなことだと思っております。その点で、外国人労働者、特に移民の問題も含めた問題について検討する必要があると思います。おそらくこれは次の財政再計算の時期に結論を出すということではないかもしれないけれども、5年、10年ということを考えていった場合に、新しい年金の支え手という観点もあるし、労働力の問題もあるし少子化の問題、いろいろ幅広い意味合いで、一度しっかりした議論をしておく必要があるというふうに考えておりますので、その問題もどこかで論議するということが必要なのではないかと考えております。

3点目は、議論の進め方のたたき台のⅢとかⅣに関係していることではありますが、公的年金の財源の問題でありまして、いわゆる1階部分と2階部分のそれぞれの機能、役割に沿って、それにふさわしい財源を確保する必要があると思いますので、その点について十分論議する時間をとる必要があるということを強調しておきたいと思います。私個人といたしましては、1階部分の財源は全額税にすべきだというふうに思っておりますが、いろいろなお考えがあると思いますけれども、この点について時間をかけて論議する必要があるのではないかと考えております。

もう一点は、現役勤労世代の負担の限界という問題です。これはしっかり論議しておく必要があると思います。現行の制度では、依然としてというか、これまで以上にというか、世代間の負担と給付のアンバランスがますます拡大していくわけでありまして。しかもそれ

は少子高齢化の進行ということが一番大きな要素であります、低成長というこれからの将来を考えた場合にその問題が大きくなっていくわけでありまして、現役世代の税、社会保険料の負担の増加が見込まれておりますので、それが勤労意欲の減退とか経済社会全体の活力をそぐことに大きな懸念が持たれるわけです。そういった意味で現役勤労世代の負担の限界という観点で、給付の在り方について、これまた少し時間をかけて論議する必要があるのではないか。

以上、4点申し上げたいと思います。

○ 宮島部会長

ほかにかがでございましょうか。

○ 岡本委員

向山委員がお述べになりましたので重複しますが、2050年に向かって65歳以上が35%という率になります。男子が80歳、女子が約90歳というような社会ということを考えますと、介護保険というものは今後ますますいろんな意味で重要になってくるわけです。社会保障制度がいろいろあって、言ってみれば、その制度間のハーモナイゼーションというのでしょうか、制度間の整合性というのでしょうか、そういう問題というのは、今回の我々のところで議論される論点であるかどうかは別にしまして、やはり健康保険であるとか老人保健であるとか、介護保険であるとか、生活保護とか、それと厚生年金等々のインターフェースがどの程度あって、論点があるのかないのか、そのあたりは事務局の方でももう少し整理いただければありがたいと思います。

○ 若杉委員

個々の問題としては全体に出ているのですが、やはり国民の相互扶助で行う公的年金、企業の人事の一環として行う企業年金、それから個人の自助努力としての個人年金とあるわけですが、それをどういう割合にするかというのは非常に大きな問題だと思うんですね。今までは公的年金を6割とか中心でやってきたわけですが、これからそういうことでのいいかどうかということですね。特に公的年金は賦課方式を中心としているわけですが、その賦課方式は人口構成の変化に非常に弱いわけですから、今、人口の問題、今日も取り上げられているわけですが、そういうことを考えると、もう少し賦課方式の割合を減らすというようなことも考えられると思いますね。

そういうことで、ぜひ三本柱の構成ということ、早くそういうことを考えておかないと、時間がかかるので、そういうような準備をしていただきたい。また、企業年金が、確定給付型に加えて確定拠出型が入ってきたわけですが、確定給付と確定拠出の企業経営におけ

る効果というのは違いがあるわけですね。ですらか企業や業種によって、その両方をうまく使い分けられることが必要だと思うのですが、今の制度では企業年金とは別のところに確定拠出年金が入ってきまして、個人年金とも企業年金とも性格があいまいな形でできているわけで、是非企業年金として確定給付と確定拠出をとらえて、そういうものを企業が大きな枠の中でその二つを使い分けられるような、そういう仕組みというのは必要だと思いますので、是非、そういうようなことも、できるだけ早くきちんと整理していただきたい。そういう意味で言いますと、年金の体系をきちんとコンシステントなものにするという、そういう準備を早く始めていただきたいという希望です。

○ 堀委員

従来から公的年金制度の一元化が進められてきて、給付面では、1階も2階もほぼ同じになっているのですが、負担面で格差がまだ残っているわけです。給付面でも若干格差が残っています。今年の4月から農林共済が厚生年金に統合されることになっており、一元化の方向に向かっていますが、今後も特に負担の公平ということからそれを進めていく必要があると思います。こういった問題は検討項目のどこにあるのか、ちょっと読めないのです。厚生労働省は厚生年金、国民年金の所管ということで、その問題だけ議論するのか。一元化は別々の懇談会があるようですけども、やはり従来からも議論されているようですし、私としてはそういった問題もこの場で議論して方向性を示していく必要があるのではないかと思います。

○ 大澤委員

若杉委員がおっしゃったことと岡本委員がおっしゃったことと関連しているのですが、今日は人口の推計ですとか、経済財政関係の中期見通し等いろいろと情報を提供していただきまして、厳しい現実を見据えなければいけないという議論がされてきたわけです。ただ、そういう将来人口の在り方とか、あるいは経済財政の見通しといったことを完全に与件と考えて、年金制度はそれに対して受け身というような位置づけで果たしていいのかどうか。若杉委員がおっしゃったように、将来に希望の持てる社会保障制度を再構築する上で、年金制度の立て直しといいますか、改正というのが非常に重要だというふうに考えれば、例えば消費者心理を回復するとか、年金をきちんと立て直すことによって影響が及ぶという面も考えるべきだと、私は思っております。

ここ5年ぐらいの経済財政の状況というのは非常に惨たんたるものでございますけれども、これがあと25年あるいは50年続くというような前提では、むしろ日本経済や社会の方が駄目になってしまうので、そういう前提を単純に引き延ばすということはどうしてもあ

り得ないのではないか。厳しい現実を見据えることは必要ですけれども、やはり希望の持てるものの再設計というような視点を忘れたくないということを申し上げたいと思います。

○ 宮島部会長

論点はいずれ今後つけ加わってきますが、今、6名の方から大変貴重なご意見いただきまして、この論点の読み方でありませうとか、扱う際の姿勢の問題ということがございまして、これから少し総務課長に、今出たご意見についてお答え願いたいと思います。

○ 福井総務課長

各委員からご意見なり、ご質問なり伺いました。可能な限り、整理しながらお答え申し上げます。

先ほど向山委員から、人口推計、これだけ見ると暗いというような話があって、少子化でこうすればこうなるという議論もすべしというお話があったかと思ひます。この点につきましては、先ほど申し上げましたが、少子化に関しまする会議が、「少子化社会を考える懇談会」、これが一方で始まるわけでございまして、場合によっては中間的な取りまとめを行うというようなことで聞いているわけでございまして、こういった議論も踏まえながら、この部会におきましてご議論いただきたいと思ひしております。

それから、これもご質問かと思ひますけれども、給付と負担ということであれば、医療・介護というものもあるではないか、といったご趣旨の、お話があったかと思ひます。それから、岡本委員からも同様に、介護・医療保険といったご発言、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、当部会は基本的には年金についてのご議論を賜る部会であると思ひしております。先ほど申し上げました社会保障審議会設置の趣旨といったことからいたしましても、私は第一義的には、これは社会保障審議会（親審議会）においてご議論いただくということだと考えておりますけれども、なお、年金とのいろいろな絡みもあるということではございませうれば、年金を中心といたしまして、給付と負担ということでご議論に供することはあろうかと思ひしております。

それから、社会保険方式、税方式の問題、これも向山委員からございました。それから、矢野委員からも、1階、2階とそれぞれ年金の役割にふさわしい財源、個人的には、全額税方式と、1階部分でございませうか、そういう議論があったわけでございませうけれども、この点につきましては、私ども大いにこの場でご議論賜ればと思ひているわけでございまして、初めからこうだと決めつけるといったことで受けとめられたとすれば、そういうことではございませうで、年金制度の本質、役割に照らして、どういう財源、財政方式が適切なのかということでもって十分にご議論を賜ればと思ひしております。

それから、矢野委員から、賃金とか物価とか利回り、とかも織り込んだ試算を、という話もあったわけでございますけれども、ここまではちょっと物理的な作業の関係でお出しすることはなかなか難しいかと思っております。したがって、前回の財政再計算に人口の推計のところを置き換えたもの、これを提出をさせていただきたいと思っております。

それから、外国人労働者、移民というお話もあったわけでございます。これもいわば人口の問題を考える上において、あるいは経済社会の支え手をどうするかということの関連におきまして一つの論点かと思えます。この点につきましては、今、労働担当部局と今回の人口推計を踏まえて労働力の将来見通しを早く出すようお願いいたしているわけでございますけれども、労働力の見通しといったような議論の中で可能であれば、今お話の外国人労働者・移民の問題についてもご議論を賜ればと思っております。

それから、矢野委員の4番目でございますけれども、現役勤労世代の負担のご議論があったわけでございます。時間をかけて議論せよということでございますが、私どももこの給付と負担の問題、非常に大きな問題であると考えておりますので、十分時間をとりましてご議論をいただければと思っております。

それから、若杉委員がおっしゃられましたのは、公的年金、私的年金、個人年金の役割分担と組み合わせ、というご議論かと思えます。この点につきましても、次回公私の年金制度ということで、先ほどご説明させていただきましたたたき台の中に入っているわけでございますけれども、さらに各論の中で企業年金と私的年金に関する諸課題ということで、確定拠出年金も含めまして、これもご議論をいただければと思っております。

それから、一元化の関係につきまして、堀委員からお話があったわけでございます。これにつきましては、先般農林共済の統合に際して閣議決定があるわけでございます。お話のとおり、農林共済につきましては、この4月1日から厚生年金に統合されるわけでございますが、被用者年金の成熟化が進む21世紀初頭において、この一元化について推進していくという趣旨の閣議決定が行われているわけです。当面その中で、農林共済が厚生年金に統合されるということで、残るのは国共済、地共済、私学共済ということでございますが、大どころの国共済と地共済につきましては、堀委員ご案内のとおりでございますけれども、次期財政再計算までに財政単位の一元化をするということで、これは今、国共済、地共済サイド両方寄って今検討が行われているということで聞いているところでございます。こういった動きも見ながら、必要があれば、当部会においてもご議論いただくということでございます。

具体的な話というようなことになれば、これは先般第1回のときに若干ご説明申し上げ

ましたが、別途設けられている一元化懇は今休止状態でございますので、廃止をされているわけではございませんで、一元化懇においてご議論をいただくということかと思っております。

それから、大澤委員のご意見でございますが、これはまさに基本論、今度の年金制度改革に当たっての基本論だと思います。少子化の問題につきましても、あるいは経済の状況をどう考えていくかということにつきましても、スタンス・基本論だと思っております。ただ、1点申し上げたいのは、年金の場合には、なかなか他の行政分野には見られないわけでございますけれども、25年、50年、場合によっては100年といった、非常に長期的な観点からの議論が必要だということは1点申し上げたいと思っておりますが、これはまさに基本論・スタンスの問題でございますので、各委員からさらにご意見を賜ればと思っております。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。もう一つ、議題がございますので、今、総務課長から説明ございましたように、論点としては、私はなるべく広く、来るもの拒まずとしたいと思えます。ただし、この年金部会で議論をし、意見を仮に集約が求められる論点というのは必ずしもこの検討課題すべてとは言いきれない面があります。特に外国人労働者の問題というのはもちろん重要な問題ではあるけれども、ここで意見を詰めるというわけにおそらくいかなない。もちろん経済、財政とか税制もそういう点もございまして。ただ、論点としては、余り初めに限定せずに、なるべく広くとって、進めていきたいと思っております。

なお、今、貴重なご意見をたくさんいただきましたので、この進め方のたたき台は、さらに改定をしなければいけないというふうには私は思います。これは「等」で読めるというようなことではなくて、なるべく中身がわかるような形で、次回のときに改訂版を出していただく必要があるかと考えております。

そういうことで、この議題は一応ここで終わらせていただきます。

○ 向山委員

先ほど要望としてお願いしたと思うのですが、60年改正以降の経過について、一度そういうご説明をいただけないかというお話をさせていただいたのですが、それに対してのお答えがないものですから、すいません。

○ 福井総務課長

要望ということでございましたので、大変失礼をいたしました。可能な限りわかりやす

い資料を作成をさせていただきます、ご議論に供したいと思ひます。

○ 宮島部会長

なお、今後この多くの議論を詰めていきますときに、審議の時間をいかに確保するかというのは極めて重要な課題になると思ひます。定例的なやり方でいいのか、場合によっては、どこかで集中的な審議をする、こういうような必要も出てくるかもしれませんが、これはむしろ皆さん方のご協力をお願いしたいと思ひております。

それでは、最後でございますが、議題といたしましては、前回、山崎委員から要請がございました国民年金事務の見直しについてということで、申し訳ありませんが、これをごく簡潔に最後にご報告いただきたいと思ひます。

○ 河野社会保険庁年金保険課長

社会保険庁の年金保険課長でございます。前回、山崎委員のご要請がありました国民年金事務の見直しに関してであります、言うまでもなく現行制度の下での事務あるいは対策ということではあります、この事務のやり方が国と市町村の役割が一部変わるといふこともありまして、委員の皆様方には既にご承知のことであろうかと思ひますが、おさらいという意味も含めて簡単にご紹介申し上げます。

平成11年に成立しました地方分権一括法で国民年金に関する事務の一部が、平成12年、14年の2段階で市町村と国の役割分担が見直されることになりました。このうち本年の4月からは現年度と言っておりますが、1年分の保険料収納事務、これは従来市町村に法定受託をしておいたわけではあります、これも含めて国が取り扱うということになりました。あわせて第3号被保険者の届出、これも市町村を経由しておりましたものを、この4月から会社の事業主を経由するといふふうに変更になるところであります。別紙1に資料をお渡ししてあると思ひますが、見直しの役割分担のスケジュールは後でご参照いただきたいと思ひます。

次にこうした状況に対応するために、社会保険庁での事務処理体制といひますか、これを少しご説明します。従来市町村では、国民年金業務に従事する職員が約1万人ぐらいたといふことであります、この事務の分担の変更によりまして、おおよそ半分ぐらいの業務量が国で実施されるということになるわけでございます。社会保険庁ではこれに対応するために、事務の効率化、集約化、あるいはアウトソーシングをして、できるだけ効率的に処理をしたいといふふうにしてあります。

具体的には2ページをご覧くださいと思ひますが、まず外部委託でございますが、保険料の納付案内書の作成などは、今後は全国分を一括して外部に委託するといふふう

考えております。また、保険料未納者の方に対する催告状、こういったものもすべて外部に委託して実施するように考えております。

次に事務の集約化であります。これまで全国310 ぐらいの社会保険事務所単位でやっておりました各種の事務、あるいは通知書の発行でありますとか発送、そういったものは都道府県単位にすべて集約して実施したいと考えております。その内容は金融機関からの領収済通知書といたしまして、納めた実績であります。これを機械で自動的に読み取らせる事務を、都道府県単位の事務センターで一括してやるとか、それから未納者に対しては電話の納付督促をやるわけですが、これも都道府県単位でやる、そういったことを考えております。

それから、また、正規の職員とは別に非常勤の国家公務員としまして、国民年金推進員というのを全国に1,858 人設置することが決まっております。これらの方に未納者に対する個別訪問なり、制度の周知、納付督促などをやっていただきたい。従来から、市町村でもこのような事務を行う非常勤の職員がいたと聞いておりますが、今回の1,858 人は、これに比べても決して見劣りのしない人数を確保しているつもりでございます。

さらに、こういったことも踏まえて、口座振替がさらに促進されれば、一層収納事務が効率化になると考えております。

次に未加入・未納対策でございますが、未加入・未納者は資料の5 ページをご覧くださいと思いますが、資料8-1の5 ページでございますが、合計で、細かい数字で恐縮ですが、上から中段ぐらいのところに書いてありますが、約360 万人ほどいるわけです。この数は公的年金加入者全体、一番上に数字があると思いますが、パーセントでいうと7,140 万の約5%でありますので、確かに未加入・未納対策というのは国民年金事務の運営に最大の課題であると認識しておりますが、総数から見ますと決して空洞化によりまして、公的年金制度全体が立ち行かなくなっているというような状況ではないというふうに認識しておりますので、その辺もおわかりいただけると存じます。

このうち、未加入者は20歳に到達した方のうち、自ら被保険者の届出を行わない方ですが、この方には年金手帳を送りまして、適用対策を進めているということでありまして、その数も暫時減少しております。現在約99万人ぐらいと推定しております。

一方、未納者は、このように手帳を送っても保険料を納めてこられない方ですが、なかなか意識が必ずしも高くない方もいらっしゃるということで、また現在の厳しい経済情勢の影響もあると思いますが、増加傾向にあります。しかしながら、6 ページのグラフをご覧くださいとわかりますように、未納者と納付されている方、こういった方の所得の分布

状況をグラフにしてみたわけですが、いずれも似通ったようなグラフになっております。総所得の高い、低いによってこういった意識が違ってくるのではないというふうに思っております。

また、未納者の中にも、生命保険や個人年金にかなり加入している方がおられまして、保険料も払っているという方が相当いるという実態もございます。このように未納者の方は、決して保険料負担能力が一方的にないという方ばかりではないと思います。このような未納者の老後に対する意識を調べたものでありますけれども、納付者と比較して、老後の生活設計について、特に考えてないという方が未納者には多い。また、老後生活に備えるという意識が低いのではなかろうかというふうに思っております。

それから、未納・未加入者対策、これからどうするのだということですが、3ページに戻ってご覧いただきたいと思いますが、未納・未加入者には、従来から中学、高校向けの年金教育、あるいは年金週間における集中的な広報をやりまして、知識の理解と周知を図っているところでありますが、20歳になられた方には、当然のことながら年金手帳をお送りするということが適用しております。また、様々な機会をとらえて勧奨などを実施しております。

学生さんにつきましては、社会人になってから保険料を納められるという仕組みを12年から創設しておりまして、これの推進を進めてきたわけでありまして。このうち年金教育につきましては、7ページの別紙3というのをご覧いただきたいと存じますが、ご案内のとおり、若い世代の方々の関心を高めるという観点から、平成5年から実はこの「年金教育」というタイトルで実施をしているわけですが、平成10年からは全都道府県に拡大して実施しております。

この教育は何をやっているかということですが、副読本なるものをお配りして、教員のOBの方、あるいは社会保険OBを活用してセミナーを開きましたり、学校に行きまして、じかに時間をいただいて制度の説明をしているというやり方をとってございます。

今後の課題でございますが、さらに実施校を拡大する必要があると思っておりますし、教員のOBの方をさらにご委嘱を申し上げて、この普及に努めてまいりたいというふうに思っておりますが、教員の方々のあるいは学校のご協力ということになりますと、文部科学省とも連携をしておりますので、昨年来、連絡協議会を設置して、この課題への取組みに前向きに検討しているところでございます。

こういうことをやりまして、いろんな角度からいろんな対策を進めることとしておりますので、この事務の見直しがありましても、円滑に実施ができるものというふうに私ども

は見ているところであります。

続きまして、もう一点、手短かに申し上げますが、資料8-3というのについて簡単にご説明申し上げます。

○ 安部社会保険庁数理調査室長

時間もございませんので、中身につきましては省略させていただきますが、この資料8-3は、納付者と未納者につきましてはの所得分布、8-1の6ページに付けておりますが、それをさらに年齢階級別に分けたものが1、2、3ページ、そして4、5、6ページは所得を世帯全体ではなくて、本人に限定して分布を見たものの2種類をお付けしております。特に個人単位になりますと、個人では所得はないけれども、世帯で所得があるということがありますので、所得なしのところの割合が高くなっているというところをご注意いただきたいと思いますが、特にそれを念頭に置いた上でご覧いただきますと、未納者と納付者の一致度というのが個人単位で見るとより高くなるという点は注目される場所であるかと思えます。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。時間のなかでご説明いただきまして恐縮でございました。もちろんいろいろご質問あるかと思いますが、時間が大分過ぎてしましまして、少し進行上不手際もございましたけれども、おそらくそれ以上に、今日は皆様ご熱心にご議論いただいたことありまして、やむを得ないものと、お許しいただきたいというふうに思います。

それでは、次回でございますけれども、今回の議論を受けまして、少し議論の進め方の訂正版をつくっていただきますと同時に、一応この議論の進め方に沿いまして、年金制度の役割と財政方式、基礎的な問題から、論点に沿ってこれから議論をしていきたいと考えております。事務局の方では今日の議論を踏まえまして、必要な資料を、先ほどございました経緯なども含めまして、必要があれば、次回お願いしたいと思っておりますので、その資料の準備をよろしくお願ひしたいと思えます。

日程の方は、また皆様方の日程調整をさせていただきますので、その際、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。大分遅れましたが、本日はこれで年金部会を終了いたします。ありがとうございました。

○ 福井総務課長

ありがとうございました。